



茨城県報

第 2847 号

平成28年11月21日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な図書等の指定 (女性青少年課) 1
 - 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (廃棄物対策課) 2
 - 大規模小売店舗の変更の届出 (3件) (中小企業課) 2
 - 保安林の指定の解除の予定 (林業課) 5
 - 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (地方名称板びき網漁業) の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課) 5
 - 都市計画道路の変更 (都市計画課) 6
 - 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 7
- ### 公 告
- 争議行為の予告通知の公表 (労働政策課) 7
 - 都市計画の図書の縦覧 (3件) (都市計画課) 8
 - 開発行為の工事完了 (建築指導課) 8
 - 道路の廃止 (建築指導課) 9

告 示

茨城県告示第1432号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	おとなのインターネット2016	株式会社晋遊舎	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	おとなのスマートフォン	株式会社晋遊舎	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	チャンプロード 2016年10月号	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.66	富士美出版株式会社	著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.67	富士美出版株式会社	著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

茨城県告示第1433号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、平成28年茨城県告示第705号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を解除する区域

日立市小木津町字ナギノ作784-17の一部及び字泉入860-25の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

茨城県告示第1434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 遠藤 裕之

水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 株式会社東京インテリア家具

代表取締役 利根川 弘衛

東京都荒川区荒川四丁目32番5号

(3) 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川村 嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか

ひたちなか市新光町30番の一部

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

(変更前) 東京都港区西新橋三丁目 9 番 4 号

(変更後) 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成27年10月 1 日 外

(4) 変更の理由

本店移転及び代表者変更のため

3 届出年月日

平成28年11月10日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1435号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社ケーズホールディングス

代表取締役 遠藤 裕之

水戸市柳町一丁目13番20号

(2) 株式会社東京インテリア家具

代表取締役 利根川 弘衛

東京都荒川区荒川四丁目32番5号

(3) 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 川村 嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルサイトひたちなか
ひたちなか市新光町30番の一部

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1,154台

(変更後) 1,039台

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分 (一部午前8時30分～午後9時30分)

(変更後) 午前9時30分～午後9時30分 (一部午前8時30分～午後9時30分)

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 9箇所

(変更後) 8箇所

(3) 変更の年月日

ア 平成29年7月11日

イ, ウ 平成28年11月11日

(4) 変更の理由

店舗敷地駐車場で充足するため

3 届出年月日

平成28年11月10日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1436号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社サンユーストアー

代表取締役 伊藤 泰蔵

(2) 住所

北茨城市磯原町磯原一丁目127番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー手網店

高萩市下手網字鍋田1487 外

(2) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時30分

(変更後) 午前9時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分～午後9時

(変更後) 午前8時30分～午後9時

(3) 変更の年月日

ア 平成29年7月11日

イ, ウ 平成28年12月1日

(4) 変更の理由

施設運営計画変更及びお客様の利便性を図るため

3 届出年月日

平成28年11月10日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第1437号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鉾田市大竹字猫内366番7・377番1・382番4・383番1・字海岸1329番4（以上の5筆について「次の図」に示す部分に限る。）

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由（公共施設用地）

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び鉾田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1438号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

申請期間 平成28年11月24日から平成28年12月9日まで

茨城県告示第1439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、高萩都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路 (3・4・1 安良川下手網線)

道路 (3・5・3 石滝本町線)

道路 (3・5・4 花貫川赤浜線)

道路 (3・4・5 安良川線)

道路 (3・5・9 安良川赤浜線)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・4・1 安良川下手網線

追加する部分 高萩市 大字安良川 字バラキ, 字カチヤ沼の各一部

削除する部分 高萩市 大字安良川 字バラキ, 字川久保の各一部

(2) 3・5・3 石滝本町線

追加する部分 高萩市 大字安良川 字網掛, 下ノ内及び浜野の各一部

大字石滝 字不動前, 稲瀬川の各一部

削除する部分 高萩市 大字安良川 字網掛, 坏の各一部

高萩市 大字石滝 字山下の一部

(3) 3・5・4 花貫川赤浜線

削除する部分 高萩市 大字高戸 字川向, 南坂下の各一部

大字赤浜 字松久保, 北原及び沼田の各一部

(4) 3・4・5 安良川線

削除する部分 高萩市 大字安良川 字東町, 蛇沼及び浜野の各一部

高浜町三丁目の一部

(5) 3・5・9 安良川赤浜線

追加する部分 高萩市 大字安良川 字西ノ入, カチヤ沼, バラキ, 喜平五郎及び神宮司の各一部

大字赤浜 字島崎, 定田, 長原, 神ノ江及び大子山の各一部

削除する部分 高萩市 大字安良川 字西ノ入, 作田, 岩本坊, 十王, 中ノ坊, 経後, 石作, 松木下, ヤチ, 岩本, 喜平五郎, バラキ及び川久保の各一部

大字下手網 字岩ノ作, 北中町, 南中町, 町後及び中江の各一部

大字石滝 字不動前, 稲瀬川, 小坂下, 宮田, 三反田, 花貫, 中野, 六反田, 山下及び猿塚の各一部

大 字 赤 浜 字 塚 田, 沼 田, 大 子 山, 神 ノ 江, 北 久 保, 法 花 堂 前, 定 田 及 び 長 原 の 各 一 部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1440号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、守谷市松並土地区画整理組合の理事の住所（変更）について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 住所の変更があった理事名と変更後の住所

職 名	氏 名	住 所
理 事	風 岡 範 昭	茨城県守谷市松並青葉一丁目12番地20

公 告

●争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成28年11月11日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

年末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

平成28年11月29日（火）午前0時以降、要求書解決に至る間。

3 争議行為の施設（次の病院・事業所）

- 1) 水戸市城南3-15-17 茨城保健生活協同組合本部
- 2) 水戸市城南3-15-17 城南病院
- 3) 水戸市城南3-15-8 城南病院附属クリニック
- 4) 水戸市白梅3-13-8-201 訪問看護ステーション虹
- 5) 水戸市白梅3-13-8-201 城南居宅介護支援事業所
- 6) 水戸市平須町1819 水戸共立診療所
- 7) 水戸市平須町1819 デイサービスセンターひらす

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

1) 茨城民主医療機関労働組合 執行委員長 松崎 みどり

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（竹園第六地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画（竹園第六地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（吾妻第二地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
地区計画（吾妻第二地区）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画（松代第一地区）の決定に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画（松代第一地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市豊体字豊体1467番2

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市豊体1153番地1

坂 本 和 則

●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成28年11月21日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	廃止年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
建指指令 第126号	平成28年11月14日	出久根治子	笠間市下郷4075番地 4	笠間市吉岡字小谷原 234番2	メートル 4.00	メートル 29.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)